

訪問サービスにおけるサテライト事業所の設置指針

令和2年10月

宮城県保健福祉部長寿社会政策課

1 目的

この指針は、訪問サービス事業所におけるサテライト事業所の指定及び届出の受理に係る取扱方針を定めるものとする。

2 設置の要件

(1) 設置可能な地域

地域に係る要件は設けない。ただし、主たる事業所とサテライト事業所で指定権者が異なる以下のケースについては、一体的な指定が困難であるため認めない。なお、サテライト事業所は地域の実情を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業運営の観点から必要と認められる際に、出張所として「事業所」に含めて指定するものである。

サテライト事業所として認められない例

- 1 主たる事業所が仙台市以外にあり、仙台市内にサテライト事業所を設置すること。
- 2 主たる事業所が仙台市内にあり、県内の仙台市以外の地域にサテライト事業所を設置すること。
- 3 県外の地域にサテライト事業所を設置すること。

(2) 設置場所の距離関係について

主たる事業所とサテライト事業所の距離関係については、以下のイ及びロの要件を満たすこと。

イ 主たる事業所とサテライト事業所の位置関係は、下記の（イ）又は（ロ）のいずれかであること。

（イ）自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。

（ロ）サテライト事業所が中山間地域等（別表に定める地域をいう）に該当する地域に所在すること。

ただし、中山間地域等に設置する場合にあつては、本体事業所との相互支援が可能と一般的に考えられる範囲内（通常の事業の実施地域や本体事業所が所在する市町村に隣接する市町村を原則とする）とし、設置の可否は個別に判断する。

ロ サテライト事業所は主たる事業所と同一建物以外とする。

(3) 1の主たる事業所について設置可能な数について

1の主たる事業所に係るサテライト事業所の数に上限は設けない。

3 運営の要件

運営に当たっては、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（県解釈通知）第2-1に定める基準を遵守すること。

- ・サテライト事業所はあくまで本体施設の出張所，道具等の一時的な保管場であり，その用途は「待機や道具の保管，着替え等」に限定し，計画，記録の作成や保管は本体施設で行うこと。
- ・利用申込みに係る調整，サービス提供状況の把握，職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ・職員の勤務体制，勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時，主たる事業所や他のサテライト事業所との間で相互支援が行える体制にあること。
- ・苦情処理や損害賠償等に際して，一体的な対応ができる体制にあること。
- ・事業の目的や運営方針，営業日や営業時間，利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ・人事，給与，福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

4 指定申請又は変更届提出の際の添付書類

サテライト事業所の設置に係る申請をする場合は，以下の書類を提出すること。（本体施設の指定時に併せてサテライト事業所の指定を受ける場合は，別途本体施設の指定に係る書類を提出すること）

- (1) 変更届【様式第3号】（※1）
- (2) 付表1，付表1-2，付表3，付表3-2，付表4（※2）
- (3) サテライト事業所の平面図
- (4) 勤務体制一覧表（※3）
- (5) 従業者の資格証の写し，雇用関係の分かる書類
- (6) サテライト事業所の所在地が明示された運営規程
- (7) サテライト事業所に係る介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

※1 変更届の記載項目については下記のとおりとすること。

介護保険事業所番号，事業所名，所在地・・・主たる事業所の情報の記載。

- ・変更があった事項 「10 運営規程」の「10」を○で囲む。
- ・変更の内容
(変更前) 出張所なし
(変更後) 出張所の設置
出張所の名称，住所，電話番号，FAX番号を記載。
- ・変更年月日 出張所設置日

なお，サテライト事業所の設置にあたり定款の変更は不要である。

- ※2 訪問介護は付表1及び付表1-2, 訪問看護は付表3及び付表3-2, 訪問リハビリテーションは付表4を提出すること。また, 訪問リハビリテーションの申請にあたっては本体事業所分, サテライト事業所分の付表を別葉で作成すること。このとき, 「管理者」, 「従業員の職種・員数」の項目については同一の記載内容とすること。
- ※3 勤務体制一覧表は, 本体事業所とサテライト事業所で従業員を合算した上作成すること。

5 申請・届出先

- (1) サテライト事業所に係る指定申請又は変更届の提出先は, 主たる事業所を所管する保健福祉事務所(地域事務所)とする。
- (2) 指定申請書又は届出を受理した保健福祉事務所(地域事務所)は, 当該申請又は届出の処理に当たり, 必要に応じサテライト事業所の設置場所を所管する保健福祉事務所(地域事務所)と連携を行うこととする。
- (3) 申請・届出を行う事業所は, 事前に4に掲げる書類を提出することとする。
 - ・サテライト事業所の設置を含む指定申請をする場合 指定申請時
 - ・サテライト事業所を設置するための変更届を提出する場合 設置しようとする月の前月15日まで

6 指針の効力

当指針は, 令和2年10月1日以降設置しようとするサテライト事業所に対して適用する。

別表

中山間地域等とは下記のいずれかの地域である。

- 1 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島
- 3 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に規定する豪雪地帯
- 4 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地
- 5 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村
- 6 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島
- 7 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 1 条に規定する半島地域
- 8 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域
- 9 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域
- 10 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島